

# 小名浜玉川地区防災計画の概要・特徴

## 地域特性と予想される災害

地区の概要	
地区の範囲	字 名：小名浜玉川町東、小名浜林城字水穴、小名浜玉川町西、小名浜玉川町南、小名浜玉川町北、小名浜岩出（向の一部及び字岩崎）のそれぞれ一部 行政区：東1区、東2区、西区、南1区、南2区、北区
人口・世帯	1,403 世帯・3,456 人※
主な土地利用	住宅地、学校敷地、事業所
指定避難所	市立玉川中学校
危険箇所等の指定状況	土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所
地区内の主な活動団体（防災関連）	「玉川町自主防災団」、「防災対策委員会（自治会内）」、「子ども見守り隊」、「会館員（女性・自治会内）」、「民生委員主催：ひまわり会（高齢者の会）」、「長寿会」、「子ども会」、「西区：高齢者お助け会」、「消防団」

※「いわき市の推計人口統計」による（H28.4 現在。集計単位上、周辺の字を含む）

### 地区の位置

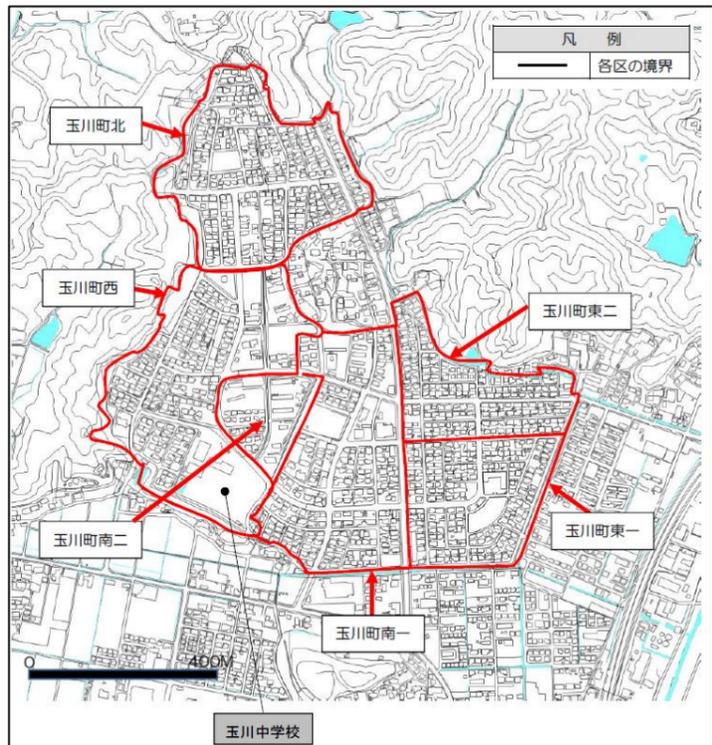
- いわき市の南東部に位置する小名浜地区に含まれ、国道6号の北側に位置する住宅団地。
- 住宅団地全体が藤原川、矢田川の2河川に挟まれ、山を背負う形状。

### 地区の歴史

- いわき市が昭和39年に新産業都市の指定を受け、工業地帯開発とあわせて発展。
- 「玉川」など水に関連した起源を持つ。
- ニュータウン事業による住宅団地であり、道路幅員、宅地面積、排水設備等において開発時からの課題あり。

### 防災上の課題

- 【災害リスク】
  - 過去から風水害による浸水や崖崩れ等が発生、土砂災害警戒区域等の指定あり。また、河川に挟まれ山を背負うことから地形を踏まえた避難対策が必要。
- 【防災活動の強化】
  - 玉川町自主防災団は活動が停滞しており、活動基盤の整備が必要。
  - 住民の連携やソフトの取り組みを重視する必要がある。
  - 玉川自治会館で管理する防災広報塔の有効利用が必要。
  - この他にも、【災害発生時の対応の強化】【日頃からの対応の強化】が必要。



避難施設	家族や友人の連絡先	非常持ち出し袋の点検																
<ul style="list-style-type: none"> <li>玉川中学校</li> <li>玉川中央公園</li> <li>玉川自治会館</li> <li>玉川公民館</li> <li>玉川児童センター</li> <li>玉川公園</li> <li>玉川緑地公園</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> <th>メールアドレス</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	氏名	住所	電話番号	メールアドレス													<ul style="list-style-type: none"> <li>避難時に持ち出すものを書きだしておきましょう。</li> <li>現金（1万円程度）現金、預金通帳、キャッシュカード</li> <li>重要書類、運転免許証、学生証、社員証、マイナンバーカード</li> <li>重要書類、写真、健康診断、予防接種記録簿</li> <li>水、食料（3日分）、飲料水、衛生用品、手拭きタオル、ティッシュ</li> <li>避難場所へのルート、近隣の避難所、避難所までのルート</li> <li>防災用品、防災グッズ、防災グッズのチェックリスト</li> <li>防災用品のチェックリスト</li> <li>防災用品のチェックリスト</li> </ul>
氏名	住所	電話番号	メールアドレス															

## 活動の方針と計画

- ### 活動方針
- ＝小名浜玉川町地区「3つの防災まちづくり方針」＝
  - 協調と連帯のまち玉川
  - 豊かなふるさとを創造する活力ある玉川
  - みんなでつくろう安心のまち

- ### 取り組みの体制
- 玉川町自主防災団を中心に、玉川町自治会（防災対策委員会）、玉川町防災広報塔管理委員会等が連携して防災活動を実施。
  - 班編制は、玉川町自主防災団を基本。今後、玉川町自治会の防災対策委員会ははじめ各種委員会が連携・拡充。
  - 災害時の情報伝達は、①防災ラジオを活用した周知、②防災広報塔の運用を今後拡充・検討。

- ### 日頃の取り組み
- （災害時の）情報収集方法の確認、非常持出品や備蓄の準備、防災訓練、活動体制の整備、連絡体制の整備、要支援者の連絡・支援体制の準備、防災マップの継続的な見直し等、避難ルートの確認、指定避難所等の確認、食料等の備蓄、救助技術の取得、防災教育等の普及啓発活動に取り組む。
  - 連絡体制については、行政区長が関係づくりを進め、各世帯等への連絡は隣組長が担当。
  - 要支援者の連絡・支援体制については、行政区ごとに支援者、支援の範囲、支援体制を検討しておく。避難行動要支援者名簿の個人情報情報は、行政区長と民生委員に限定。

## 災害時の活動

- まずは身を守ることが重要な「地震の場合」と、早めの行動が重要な「風水害・土砂災害の場合」に分けて、時間経過に沿って記載。
- 【地震の場合】は、①初動行動、②出火防止・初期消火、③救出・救護、④避難、⑤指定避難所等の開設、⑥指定避難所等の運営、に分けて具体的な行動を記載。
- 【風水害・土砂災害の場合】は、①発災前の行動、②避難のタイミング、③避難、④指定避難所等の開設、⑤指定避難所等の運営、に分けて具体的な行動を記載。
- その他、玉川町自主防災団、玉川町自治会のほか、住民一人ひとりの役割と行動を記載。
- 日頃からのコミュニティの中心である「玉川自治会館」の活用可能性や活用手順についても言及。

## 実践と検証

- 小名浜玉川町地区の住民が災害時に防災活動を実践できるよう、毎年「玉川町防災訓練」を実施。
- 本計画を継続して管理、見直すこととし、見直しの際は、玉川町自主防災団、玉川町自治会を通じて市へ報告。